

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十七号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「国立、公立の病院」を「国立又は公立の病院、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は地方独立行政法人の設置する病院」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。